

令和4年

溪流解禁 あゆめ解禁

ごあんない

渡良瀬漁業協同組合

足利市常見町623 TEL・FAX (0284) 91-2361

https://watarasegk.jp



《入漁料》
(わたらせ川、野上川、秋山川 共通)

●全魚種	年間券	10,000円
	日釣券	2,500円
	現場扱	3,500円
●溪流	年間券	7,500円
	日釣券	1,500円
	現場扱	3,000円

あゆ解禁日

6月5日(日) 日の出(つり)

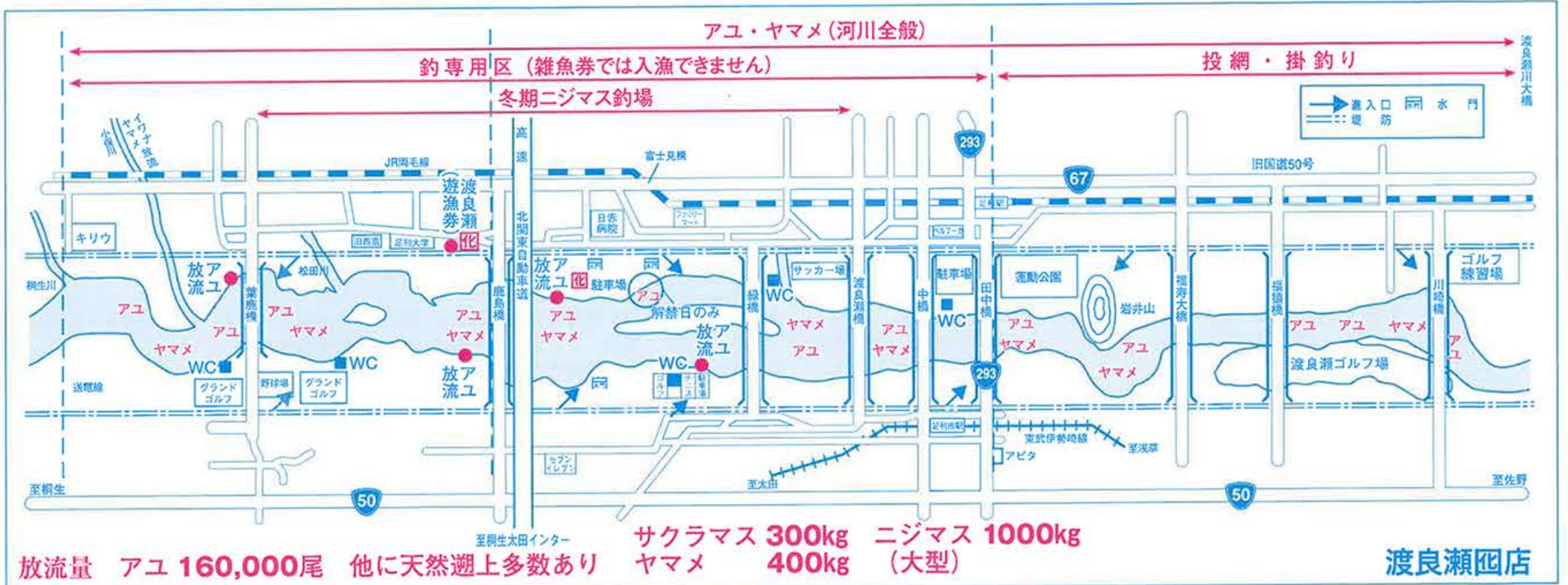
アユの餌釣、オランダ釣、
ドカン釣(まき餌、ねり餌)、リールの使用禁止

溪流解禁全川
3月6日(日)

(足利市) わたらせ川

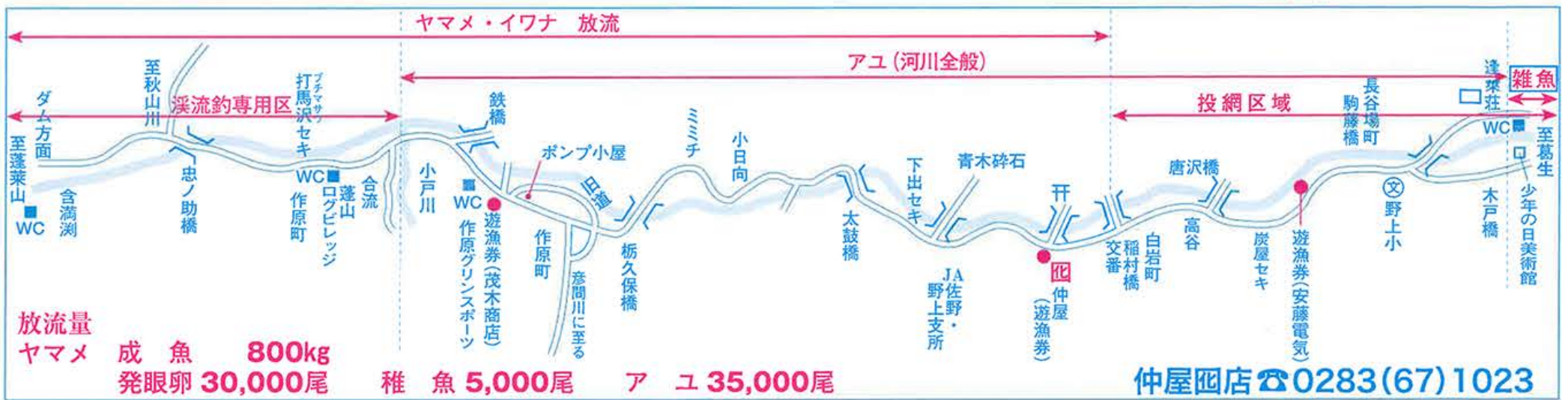
◎解禁当日のおとりの販売は、鹿島橋1カ所で販売致します。

自 9月4日(日) 日の出
至 10月31日(月) 日没 (投網)
但し専用釣場を除く



(田沼) 野上川 (旗川) あゆ解禁日

6月26日(日) 日の出(つり)
自 8月28日(日) 午前5時
至 9月19日(祝) 日没 (投網)



(葛生) 秋山川

あゆ解禁日 6月19日(日) 日の出(つり)
自 8月21日(日) 午前5時
至 9月19日(祝) 日没 (投網)



前日よりの場所とりは禁止です
守ってください。

釣りのマナーを守りゴミは捨てないでお持ち帰りください。
イワナ・ヤマメ解禁日は、3月6日から9月19日まで

令和4年 溪流解禁日

溪流釣り(全河川)

3月6日(第1日曜日) 日の出から9月19日(祝)日没まで

放流

解禁前(ヤマメ発眼卵・稚魚) 62,000尾
(ヤマメ成魚) 渡良瀬川 150kg 野上川・秋山川 各200kg

解禁後追加放流予定(ヤマメ成魚) 9時放流開始予定

3月13日(日) 渡良瀬川 300kg (サクラマス)
3月20日(日) 秋山川 150kg 日影堰から上流
3月27日(日) 野上川 150kg 稲村橋から上流
4月3日(日) 渡良瀬川 100kg (アカサカ釣具様ご提供)
4月10日(日) 秋山川 150kg 日影堰から上流
4月17日(日) 野上川 150kg 大戸・小戸合流から上流
4月24日(日) 渡良瀬川 150kg

5月8日(日) 野上川 150kg 大戸・小戸合流から上流
9月4日(日) 野上川 150kg 稲村橋から上流
9月11日(日) 秋山川 150kg 日影堰から上流
9月19日(祝) 溪流つり全河川禁漁

ニジマスつり解禁(渡良瀬川冬季釣り場限定)

10月16日(日) 葉鹿橋~渡良瀬橋

10月16日~12月31日キャッチアンドリリース区間

ルアー、フライ、テンカラ、餌釣り(リール使用禁止)パーブレス、シングルフックのみ飲み込まれたらハリスを切って再放流してください。

10月16日(日) 渡良瀬川 200kg (大型ニジマス)
10月30日(日) 渡良瀬川 200kg (大型ニジマス)
11月13日(日) 渡良瀬川 200kg (大型ニジマス)
11月27日(日) 渡良瀬川 200kg (大型ニジマス)
12月11日(日) 渡良瀬川 200kg (アカサカ釣具様ご提供)

令和5年1月1日(祝)~2月23日(祝) 持ち帰りできます。

令和5年2月24日(金)~3月4日(土) 溪流釣り準備の為田中橋から上流は全面禁漁となります

ヘラブナ放流

12月上旬 旗川、渡良瀬川 300kg

*追加放流は都合により変更、中止になることがあります。ホームページ等でご確認ください。

令和4年 鮎解禁日

渡良瀬川 放流 160,000尾

釣り 6月5日(日)日の出~ 全域

投網・掛け釣り

9月4日(日)日の出~ 10月31日(月)日没まで

渡良瀬川大橋から上流田中橋まで

*投網・掛け釣りは全魚種つり券、組合員つり券をお持ちの方が、別途2,000円を添え組合本部へ許可申請(要写真)をして入漁できます。
*田中橋から上流は釣り専用区間になります。雑魚券では入漁できません。

解禁後追加放流予定 7月、8月、9月

野上川 放流 35,000尾

釣り 6月26日(日)日の出~ 全域

投網 8月28日(日)午前5時~9月19日(祝)日没まで

投網区間は稲村橋から下流

秋山川 放流 35,000尾

釣り 6月19日(日)日の出~ 全域

投網 8月21日(日)午前5時~9月19日(祝)日没まで

投網区間は岩鼻橋から下流

7月17日(日)18日(祝)アユ成魚特設釣り場(別料金) 300kg

*サケ資源有効利用調査日は借宿緑地公園テニスコート前~緑橋下流付近は禁漁になります。一般の方は入漁出来ません。

*サケを許可なく捕獲した者は水産資源保護法で罰せられます。

*野上川(木戸橋から小戸川合流点まで)、秋山川(不動橋から渡戸橋まで)は、4月10日から鮎解禁日前日まで鮎育成のため一時全面禁漁になります。

令和4年 お知らせ

当組合は漁業法、水産資源保護法、栃木県内水面漁業調整規則及び漁業権行使規則、遊漁規則等による種々の制限があり、違反した者は処罰の対象となります。本年度もいろいろな魚種を全域にわたって放流し、皆様に喜んでいただける楽しい漁場になりたいと考えております。釣りのマナーを守り、ご協力くださるようお願いいたします。

漁業権の区域

三杉川流域から桐生川合流点に至る渡良瀬川並びに支流〔三杉川(JR両毛線鉄橋から下流の区域)、越名新堀、越名沼排水路、秋山川、小曾戸川、菊沢川、才川、旗川、矢場川(足利市南大町地先東武伊勢崎線から下流の区域)出流川、彦間川及びその支流(黒沢東川、沢西川)、松田川、名草川、小俣川及びその支流(荒倉沢川)、桐生川(大前葉鹿用水堰から渡良瀬川合流点まで)の区域]

1 禁止区域 松田川ダム全域 秋山川支流 その他の区域で組合が定めて公示する期間

2 釣り専用区域 下記区域は釣竿以外の遊漁は出来ません。

佐野市白岩町稲村橋から上流の野上川及び支流小戸川全域
佐野市水木町岩鼻橋から上流の秋山川全域
佐野市飛駒町保良橋から上流彦間川及びその支流(黒沢東川、沢西川)
足利市野田町矢場川水門から上流同市瑞穂野町落合橋までの矢場川
足利市寺岡町寺並橋から下流寺岡町上堰までの旗川
佐野市高橋町渡良瀬川大橋から下流高橋大橋までの渡良瀬川
足利市名草町江保地橋から上流の名草川
足利市通四丁目田中橋から上流の渡良瀬川
足利市小俣町石尊山入口花橋から上流の小俣川及びその支流(荒倉沢川)

3 漁具、漁法の制限

アユのえさ釣り、オランダばり、土管釣り類(まき餌、練り餌の使用を含む)、リール使用の鮎釣り(掛け釣りを除く) 漁法は禁止です サクラマス・ヤマメ、イワナは竿釣り以外できません

網漁具 網目コマ9ミリメートルを超えるものを使用すること

釜 釜目5ミリメートルを超えるものを使用すること

竿釣り 1人1本以内(鯉・うなぎ・なまず3組以内)

四手網 1人1統のみ

4 遊漁期間 下記の期間以外は出来ません。

アユ 6月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間

サクラマス・ヤマメ、イワナ 3月第1日曜日から9月19日までの期間

カジカ 4月1日から11月30日までの期間

下記の区域の投網、さで網、やす突は組合が定めて公示する期間

野上川(旗川上流) 佐野市長谷場町木戸橋から上流佐野市白岩町稲村橋までの区域

秋山川 佐野市町不動橋から上流水木町岩鼻橋までの区域

渡良瀬川 佐野市高橋町渡良瀬川大橋から上流足利市通4丁目田中橋までの区域

5 禁止漁法

(1) 爆発物使用漁法 (2) 毒物使用漁法 (3) 水中に電流を通じる漁法 (4) 瀬干漁法
(5) ガラス釜、箱釜漁法 (6) 火光その他の照明利用漁法 (7) 刺網引網漁法 (8) オランダ釣り

6 組合費

組合員は賦課金(組合費)年間8,000円、(注)71才以上の組合員は6,000円を毎年納入する義務があります。

但しその場合は全魚種竿釣りの出来る組合員章を交付します。

組合費を1年以上滞納すると、組合員の資格を失います。その際、出資金は未納組合費に充当します。

7 組合員以外に入漁料 年券変更料500円加算

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	現場料金	(注) 全魚種とは組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種です。溪流とは全魚種からあゆを除いた魚種を、又雑魚とは全魚種より、アユ、サクラマス・ヤマメ、ニジマス、イワナを除いた魚種です。
全魚種	1竿釣り	1年	10,000	—	
	2竿釣り	1日	2,500	3,500	
	3鮎投網、掛釣り	1日	3,000	4,000	
溪流(サクラマス・ヤマメ、イワナ、ニジマス、雑魚)	1竿釣り	1年	7,500	—	
	2竿釣り	1日	1,500	3,000	
雑魚	1竿釣り	1年	6,000	—	
	2竿釣り	1日	800	1,200	
	3投網	1日	2,000	3,000	

次に挙げる方の遊漁料は上記7の規定にかかわらずこの表に定める額とします。

満18歳以下の者	竿釣りに限り無料
女性・肢体不自由者(身体障害者手帳保持者に限る)	上記に規定する額の1/2相当額(50円は繰り上げ)

8 アユ投網・掛釣りを申請する者は、組合券・全魚種年券所持者で、漁業料2,000円を添え本部に申込み、漁業許可証(写真必要)の発行を受ける。

9 次の表の左欄に挙げる水産動物は右欄に規定する大きさのものは採捕できません。

名称	大きさ
サクラマス、ヤマメ、ニジマス、イワナ	全長15センチメートル以下
コイ	全長20センチメートル以下
ウナギ	全長25センチメートル以下

放流協力金 1口1万円でお受けします。詳しくは漁協組合まで。

注意

*渡良瀬川(田中橋から上流)野上川(木戸橋から上流)、秋山川(牧不動橋から上流)は、雑魚券では入漁できません。

*釣り専用区では投網はできません。

*オランダ釣り、土管釣り類(まき餌、練り餌を使用する釣り)、鮎のエサ釣り、リールの使用(掛け釣り専用区は掛け釣りを除く)、刺し網類は全河川できません。

*田のハナカンから40センチより長いハリスは使用できません。(鮎ルアーを含む)

*違反入漁者には、10万円以下の過怠金が課せられます。

*遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはなりません。又、遊漁時刻は日の出から日没までです。ロープ置竿等による場所取りを禁止します。

*遊漁券・組合員証の有効期間は当年3月1日から翌年2月末日までです。

*期間以外は使えません。入漁証は必ず見やすい所に付けてください。

*紛失の際の再交付はできません。再購入になります。

ルールを守り、お互いゆずりあい、楽しい釣りをしましょう。

ホームページ <https://watarasegk.jp>

渡良瀬漁業協同組合

〒326-0022 足利市常見町623-4
TEL 0284-91-2361